

下 関 市 耐 震 改 修 促 進 計 画

【 本 編 】

平成 2 0 年 3 月

(平成 2 2 年 3 月 変更)

(平成 2 4 年 5 月 変更)

(平成 2 8 年 3 月 変更)

(平成 3 0 年 1 1 月 変更)

(令和 5 年 4 月 変更)

下 関 市

一 目 次 一

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け等	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 計画の実施期間	2
(3) 対象建築物	2
第3節 想定される地震の規模、被害の状況	3
(1) 歴史地震	3
(2) 活断層による地震	3
(3) 南海トラフ巨大地震	3
第4節 用語の定義等	5
(1) 用語の定義	5
(2) 法における規制対象建築物	6

第2章 耐震診断及び耐震改修の目標

第1節 耐震化の現状	8
(1) 住宅	8
(2) 多数の者が利用する建築物等	8
(3) 公共的な建築物	11
(4) 緊急輸送道路沿道建築物	12
第2節 耐震改修等の目標の設定	13
(1) 住宅	13
(2) 多数の者が利用する建築物等	13
(3) 公共的な建築物	14
(4) 緊急輸送道路沿道建築物	15

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 基本的な取り組み方針	16
(1) 役割分担	16
① 山口県の役割	16

②	下関市の役割	17
③	建築物所有者等	18
④	建築関係技術者	18
⑤	住宅・建築関係団体	18
⑥	自主防災組織、自治会等	19
(2)	事業の実施方針	19
(3)	地震時の建築物の総合的な安全対策の方針	19
第2節	法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要	19
(1)	耐震診断義務付け対象建築物の指導等の実施	19
(2)	耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表	20
(3)	特定既存耐震不適格建築物の指導等の実施	20
(4)	特定既存耐震不適格建築物の公表	20
第3節	耐震診断及び耐震改修の助成制度等の設立	21
第4節	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	21
(1)	消費者への情報提供	21
(2)	相談窓口	22
(3)	技術者育成	22
第5節	地震時の建築物の総合的な安全対策	22
(1)	窓ガラス等の落下防止対策	22
(2)	大規模建築物における天井崩壊対策	22
(3)	エレベーターの閉じ込め防止対策	23
(4)	ブロック塀の倒壊対策	23
(5)	延焼火災対策	24
(6)	擁壁の安全対策	24
(7)	屋根瓦の脱落防止対策	24
第6節	地震発生時に通行を確保すべき道路	24
第7節	重点的に耐震化すべき区域の設定	25
第8節	建築物の地震に対する安全性に係る認定に関する事項	25
第9節	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項	25
第4章	啓発及び知識の普及に関する施策	
第1節	地震防災マップの作成・公表	26
第2節	相談体制の整備及び情報提供の充実	27
第3節	パンフレットの作成・配布、セミナー講習会の開催	27
第4節	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	27
第5節	自主防災組織、自治会等との連携	28

第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要	30
第2節 その他	31
(1) 地震保険等の加入促進	31
(2) 被災建築物応急危険度判定等の実施	31
第3節 目標年度までの実施スケジュール案	32

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

(1) 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準を満足していない昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、これらの建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定された。

しかし近年、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）及び岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）、熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）など大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月）においてはブロック塀にも被害が発生した。このように、大地震による建築物等の被害はいつどこで発生してもおかしくない状況である。

また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。このため、国では地震による死傷者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に法を改正し、その後、平成30年11月に法施行令、また、令和3年12月に基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）の改正を行っている。

(2) 計画の目的

「下関市耐震改修促進計画」は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、旧耐震基準で建築された建築物の耐震診断や現行耐震基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

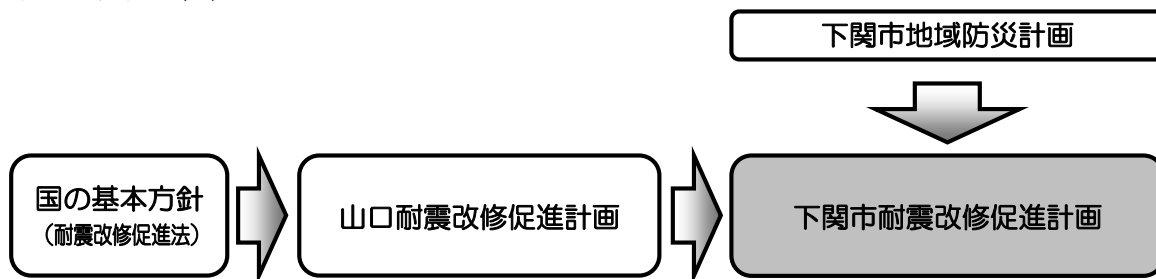
第2節 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

本計画は、国が策定した基本方針及び県計画に基づき、市内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「下関市地域防災計画」の関連計画とするとともに、県計画との整合を図った。

なお、本市の公共施設等の耐震化促進に係る諸施策・方針等は、本計画で位置付けるが、地震発生時の児童・生徒等の安全確保および地域住民の避難場所の機能強化という2つの大きな要素を持った市立小・中学校施設の耐震化については、独立して下関市立小・中学校耐震化計画によって整備を行う。また、その他の市有建築物の耐震化については、別途、計画を定め、整備を行う。

図1—計画の位置づけのイメージ



(2) 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和7（2025）年度までとする。

なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

(3) 対象建築物

本計画の対象とする建築物は、本市内の既存建築物すべてを対象とする。ただし、耐震化率の目標値を設定する建築物は、以下の建築物を対象とする。

- ①住宅
- ②多数の者が利用する建築物等のうち耐震診断義務付け対象建築物
- ③公共的な建築物

（以下のいずれかに該当する建築物）

- 1 災害対策本部施設（庁舎、消防署等）
- 2 医療救護活動施設（病院等）
- 3 避難収容施設（体育館、学校等）
- 4 応急対策活動施設（消防機庫等）
- 5 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）
- 6 被災者のための仮住居（市営住宅等）

第3節 想定される地震の規模、被害の状況

下関市地域防災計画では山口県の「被害想定報告書」をもとに、「歴史地震」、「活断層による地震」の被害想定がされている。

(1) 歴史地震

山口県は、県内及びその周辺で過去発生し、県内に影響を及ぼすと考えられる地震記録を統計的に処理し、地震活動度は、今後も変わらないであろうという前提の下に算出した、100年期待値の地震被害状況の予測を行っている。

これは、生涯に1度遭遇するかどうかの最大級の地震と考えられ、これに基づく被害状況の予測結果は、以下のとおりであり、震度階級では、震度4～5に相当する地震動が想定されている。

表 1-1—100年期待値の地震被害状況の予測結果

予 測 被 害 状 況								
	全壊家屋数		半壊家屋数		出火件数	死者数	負傷者数	り災者数
	木造	非木造	木造	非木造				
山口県	92 戸	2 戸	2,578 戸	157 戸	32 件	13 人	1,110 人	7,290 人
本市	2 戸	0 戸	167 戸	1 戸	3 件	0 人	125 人	452 人

注) 地震危険度解析による本市の推定震度： 震度 4～5 強

(2) 活断層による地震

山口県は、確実度^注、規模、地域特性を考えて、本市に存在する活断層である菊川断層を対象とした被害状況の算定を行っている。

また、菊川断層が動いて地震が起こったときの地震規模は、マグニチュード7.6、本市での震度は震度5弱～7になると予想されている。

注) 確実度：活断層の存在の確かさ

表 1-2—山口県の「被害想定報告書」に基づく被害状況の予測結果

予測被害状況 (冬の早朝5時、風速15m/S)								
	全壊家屋数		半壊家屋数		出火件数	死者数	負傷者数	り災者数
	木造	非木造	木造	非木造				
本市	3,092 戸	404 戸	10,464 戸	945 戸	4 件	202 人	1,600 人	46,000 人
	計 3,496 戸		計 11,409 戸					

(3) 南海トラフ巨大地震

中央防災会議^注防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」では、本市の最大震度は5弱程度と想定されている。また、第8回山口県地震・津波防災対策検討委員会で、本市の被害想定を行っている

る。

注) 中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議

表 1-3—山口県地震・津波防災対策検討委員会による被害状況の予測結果

	地震動	被害想定					
	最大震度	人的被害(人)		建物被害(棟)			生活支障(人)
		死者	負傷者	全壊棟数	火災による建物被害	半壊棟数	避難者
本市	5弱	76	0	166	0	852	15,570

第4節 用語の定義等

(1) 用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとし、特に定めのない場合は、法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

用語	定義
法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月）
基本方針	国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（法第4条、国土交通省告示第184号）
計画	下関市耐震改修促進計画（法第6条）
県計画	山口県が定める山口県耐震改修促進計画（法第5条）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築物の耐震診断・改修等の指導、助言及び指示等を行う行政庁（本市は所管行政庁に該当）
現行耐震基準 （新耐震基準）	昭和56年6月1日の建築基準法改正以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの
多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物）	① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物、② 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場、③ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第14条各号）
要安全確認計画記載建築物	防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって、耐震診断及びその結果の報告を義務付けることを県又は市町の計画に記載した建築物（法第7条各号）
要緊急安全確認大規模建築物	① 病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、② 学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、③ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模な建築物（法附則第3条第1項各号）
耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断の実施とその結果を所管行政庁への報告が義務付けられた建築物
通行障害既存耐震不適格建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがある既存耐震不適格建築物（県計画にて法第5条第3項第3号のみ指定）
緊急輸送道路	地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路（法第5条第3項第3号）
定期調査報告	安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物の所有者や管理者が、建築物の状況を定期的に調査し、特定行政庁に行う報告（建築基準法第12条第1項）

(2) 法における規制対象建築物

規制対象一覧				
用途	特定既存耐震不適格建築物 (指導・助言対象)	特定既存耐震不適格建築物 (指示対象)	耐震診断義務付け対象建築物 (耐震診断結果の報告対象)	
学校	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程若しくは特 別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡ 以上 ※屋内運動場の面積を 含む	階数2以上かつ1,500㎡ 以上 ※屋内運動場の面積を 含む	階数2以上かつ3,000㎡ 以上 ※屋内運動場の面積を 含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡ 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるも の)	階数1以上かつ1,000㎡ 以上	階数1以上かつ2,000㎡ 以上	階数1以上かつ5,000㎡ 以上	
ボウリング場、スケート場、水 泳場その他これらに類する運動 施設	階数3以上かつ1,000㎡ 以上	階数3以上かつ2,000㎡ 以上	階数3以上かつ5,000㎡ 以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物 品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡ 以上	階数3以上かつ5,000㎡ 以上	
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限 る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施 設、福祉ホームその他これらに 類するもの	階数2以上かつ1,000㎡ 以上	階数2以上かつ2,000㎡ 以上	階数2以上かつ5,000㎡ 以上	
老人福祉センター、児童厚生施 設、身体障害者福祉センターそ の他これらに類するもの				
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡ 以上	階数2以上かつ750㎡ 以上	階数2以上かつ1,500㎡ 以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡ 以上	階数3以上かつ2,000㎡ 以上	階数3以上かつ5,000㎡ 以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホールそ の他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス 業を営む店舗				

多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物

要緊急安全確認大規模建築物

工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以下に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物等

要安全確認計画記載建築物

第2章 耐震診断及び耐震改修の目標

第1節 耐震化の現状

(1) 住宅

平成30年住宅・土地統計調査によると本市内の住宅総数は約141,400戸あり、うち居住世帯がある住宅数は約114,900戸である。

このうち耐震化の対象となる旧耐震基準で建築された住宅は、約42,200戸（約37%）で全国平均（約24%）に比べて割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造住宅は約31,300戸（約74%）でその大半を占める。

居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率^注を推計すると約81%で全国平均（約87%）を下回る水準となっている。

$$\text{注) 耐震化率} = \frac{\text{耐震性有住宅戸数}}{\text{全ての住宅戸数}}$$

耐震性有：現行耐震基準の住宅及び旧耐震基準の住宅で耐震化工事を実施したもの、並びに、全国平均の耐震診断の実績値を利用して算出した旧耐震基準の住宅で耐震性有りと推計されるもの

表2—居住世帯がある住宅の耐震化の状況（推計）

	全戸数	うち耐震性有り	耐震化率
木造戸建て住宅	64,550戸	46,990戸	約73%
共同住宅等	50,340戸	45,940戸	約91%
合計	114,890戸	92,930戸	約81%

注) ・平成30年住宅・土地統計調査による。

・共同住宅等：木造及び防火木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅。

(2) 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は、本市内に1,668棟あり、そのうち耐震性があるとされる建物は1,298棟で、耐震化率^{注1}は約78%と全国平均（約89%推計値）を下回っている^{注2}。

旧耐震基準で建築されて耐震化されていない多数の者が利用する建築物等は、508棟（約30%）であり、そのうち耐震性があるとされる建築物は、277棟（約55%）である。

これは、対象となる建築物のほとんどが、耐震診断と耐震改修のいずれについても努力義務規定で強制力がないことや、耐震改修等には相当の費用を要することな

どの理由から耐震化が進んでいないと想定される。所有者別に比べて見ると、民間の建築物に比べ市有の建築物の方が、旧耐震基準で建築された割合が高いため、耐震化率が低くなっている。また、民間の建築物においては旧耐震基準で建築された348棟の建築物のうち耐震診断を行ったものは103棟(約30%)にとどまっており、耐震診断が進んでいないために耐震性が確認されていない建築物が数多く存在している。

$$\text{注1) 耐震化率} = \frac{\text{耐震性有 多数の者が利用する建築物棟数}}{\text{全ての多数の者が利用する建築物棟数}}$$

耐震性有：現行耐震基準の建築物、旧耐震基準の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの。

注2) ただし、全国平均の耐震化率は、旧耐震基準の建築物で耐震診断未診断のものうち、耐震診断の実績値を参考に約半数は耐震性有としていることや、危険物貯蔵の建築物は含まれていないため、一概に比較することはできない。

表3—多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況

建物用途	全棟数	耐震性無	耐震性有		耐震化率
		旧耐震基準	旧耐震基準	現行耐震基準	
多数の者が利用する建築物	1,458棟	307棟	272棟	879棟	約79%
危険物貯蔵所	210棟	63棟	5棟	142棟	約70%
合計	1,668棟	370棟	277棟	1,021棟	約78%

注) ・令和4年度下関市調べによる。
 ・耐震性有は現行耐震基準の建築物、旧耐震基準の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの。

表 4—多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（所有者別）

所有者	全棟数	耐震性無	耐震性有		耐震化率
		旧耐震基準	旧耐震基準	現行耐震基準	
国・県有	179 棟	2 棟	76 棟	101 棟	約 99%
市有	376 棟	113 棟	108 棟	155 棟	約 70%
民間	1,113 棟	255 棟	93 棟	765 棟	約 77%
合計	1,668 棟	370 棟	277 棟	1,021 棟	約 78%

- 注) ・令和 4 年度下関市調べによる。
 ・耐震性有は現行耐震基準の建築物、旧耐震基準の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの。
 ・民間については、旧耐震基準の建築物で耐震診断の進捗及び診断結果が不明なものは、すべて耐震性無としている。

表 5—旧耐震基準で建築された多数の者が利用する建築物等の状況

所有者	全棟数	耐震診断済	耐震診断率	耐震性有		
				診断の結果耐震性有	耐震改修済	計
国・県有	78 棟	77 棟	99%	54 棟	22 棟	76 棟
市有	221 棟	198 棟	90%	26 棟	82 棟	108 棟
民間	348 棟	103 棟	30%	58 棟	35 棟	93 棟
合計	647 棟	378 棟	58%	138 棟	139 棟	277 棟

【耐震診断義務付け対象建築物】

多数の者が利用する建築物等のうち、大規模な病院やホテルなどの不特定多数の者が利用する施設や小学校や老人ホーム、社会福祉施設などの避難弱者が利用する施設については、法の規定に基づき、耐震診断義務付け建築物として、耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務付けられており、特に耐震化の重要性の高い建築物として重点的に目標を定めることが適当とされている。

このうち、『要安全確認計画記載建築物』については、全ての建築物が耐震性能を有しており、『要緊急安全確認大規模建築物』については、28棟中7棟が耐震性を有しておらず、耐震診断義務付け建築物全体の耐震化率は77.4%と全国平均（約73%）を上回る。

表 6—耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況【令和 4 年度調査による】

	全棟数	耐震 診断済	耐震性有			耐震化率
			診断の結果 耐震性有	耐震改修済	計	
要安全	3 棟	3 棟	1 棟	2 棟	3 棟	100.0%
公共	3 棟	3 棟	1 棟	2 棟	3 棟	100.0%
要緊急	28 棟	28 棟	1 棟	20 棟	21 棟	75.0%
公共	21 棟	21 棟	1 棟	18 棟	19 棟	90.5%
民間	7 棟	7 棟	0 棟	2 棟	2 棟	28.6%
計	31 棟	31 棟	2 棟	22 棟	24 棟	77.4%

注) ・民間の建築物は要安全確認計画記載建築物の該当なし。

(3) 公共的な建築物

公共的な建築物とは、庁舎、学校、病院、公営住宅等の地震などの災害が発生した場合に、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設となる建築物と、幼稚園、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設などの災害時に利用者自らが、避難することが容易でない建築物のことをいう。市有の公共的な建築物のうち、最も優先して耐震化を行う必要がある「多数の者が利用する建築物等」は 338 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建物は 233 棟で、耐震化率^注は約 69%となっている。

旧耐震基準で建築された公共的な建築物は、210 棟（約 62%）であるが、そのうち耐震診断を実施した建築物は 189 棟（約 90%）であり、公共的な建築物かつ多数利用建築物はある程度の耐震診断が進んでいる。

注) 耐震化率：＝ $\frac{\text{耐震性有 多数の者が利用する公共的な建築物棟数}}{\text{全ての多数の者が利用する公共的な建築物棟数}}$

耐震性有：現行耐震基準の建築物、旧耐震基準の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの。

図2—下関市の所有する建築物のイメージ

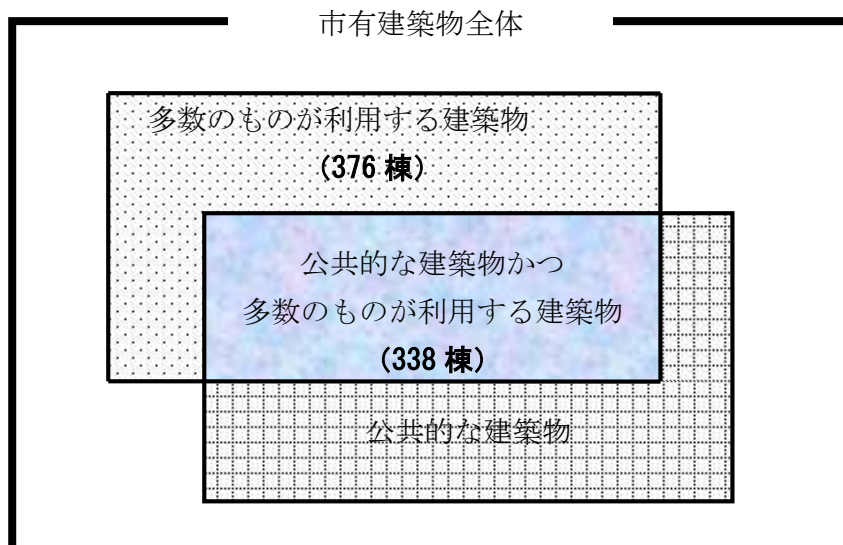


表7—公共的な建築物（多数の者が利用する建築物に限る。）の耐震化の状況

全棟数	耐震性無	耐震性有		耐震化率
		旧耐震基準	現行耐震基準	
338棟	105棟	105棟	128棟	約69%

注) ・令和4年度下関市調べによる。

・耐震性有は現行耐震基準の建築物、旧耐震基準の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの。

表8—旧耐震基準で建築された公共的な建築物（多数の者が利用する建築物に限る。）の耐震診断・耐震改修の実施状況（市有）

全棟数	耐震診断済	耐震診断率	耐震性有		
			診断の結果 耐震性有	耐震改修済	計
210棟	189棟	90%	25棟	80棟	105棟

(4) 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路沿いに面する、旧耐震基準で建築された当該建築物は、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されているものの、相当の費用を要することなどから、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていないものが多く存在している。

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することを目標としている。

本市の耐震化の現状や今後の施策効果等を踏まえ、目標とする耐震化率を以下のとおり設定することとする。

(1) 住宅

住宅の耐震化率については、現状を踏まえ、令和7年度までに、**約90%**以上とすることを目標とする。

表9—住宅の目標

平成30年度 (耐震化率)			令和7年度目標 (耐震化率)
全体	総数	114,890戸	90%
	うち耐震性有	92,930戸 (約81%)	
	うち耐震性無	21,960戸 (約19%)	

注) 目標耐震化率は、山口県と同じ値。

(2) 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等のうち、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年度までに概ね解消することを目標とする。

表10—多数の者が利用する建築物等の目標

令和4年度			令和7年度目標
耐震診断義務付け対象建築物		31棟	概ね解消
	うち耐震性有	24棟 (約77%)	
	うち耐震性無	7棟 (約23%)	

注) 目標耐震化率は、山口県と同じ値。

(3) 公共的な建築物

公共的な建築物は、最も優先して耐震化を行う必要がある「多数の者が利用する建築物等」を対象に目標値を設定する。

全体では現状の耐震化率を踏まえ、引き続き、**約 80%**以上とすることを目標とし、各用途別に表 12 のとおり設定する。

表 11—公共的な建築物の目標（市有の建築物で多数の者が利用する建築物等、用途別）

	現状耐震化率	目標耐震化率
全体（耐震性有 233 棟/全 338 棟）	約 69%	約 80%
学校（小学校、中学校）	約 96%	目標達成
高等学校、大学	100%	目標達成
体育館 ^注	100%	目標達成
集会場・公会堂	約 50%	約 90%
病院	—	—
庁舎、公益上必要な建築物	約 88%	約 90%
市営住宅	約 48%	約 95%
幼稚園、保育所	約 70%	約 90%
老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設	約 67%	約 95%

注) 一般公共の用に供されるもの。学校・高等学校・大学内の体育館は、それぞれ「学校」「高等学校、大学」に含まれる

表 12—公共的な建築物で重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物	具体例
公共的な建築物 ① 災害対策本部施設（庁舎、消防署等） ② 医療救護活動施設（病院等） ③ 避難収容施設（体育館、学校等） ④ 応急対策活動施設（消防機庫等） ⑤ 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等） ⑥ 被災者のための仮住居（市営住宅等）	①庁舎、消防署 ②病院 ③学校、体育館、集会場、公会堂 ④上下水道局庁舎、消防機庫 ⑤老人ホーム、福祉施設 幼稚園・保育所 ⑥市営住宅

市有建築物は、下表の用途・規模等の区分から定める優先性を基本的な考え方とし、耐震化を推進する。

建築物を管理する各部局課は、下表を基本に耐震診断及び耐震改修を計画的に実施していくものとするが、耐震診断の結果、耐震性能の低いものや地盤の揺れやす

い地域、重点的に耐震化すべき区域（第3章第7節参照）に存在するものなどは、適宜優先して耐震化を図るものとする。

表 13—市有建築物の耐震化の優先性の基本的な考え方

優先性	優先性の考え方	具体例
高	1 多数の者が利用する建築物等かつ公共的な建築物、又は、公共的な建築物のうち災害対策本部施設（庁舎・消防署等）に該当するもの	下関市役所本庁舎・各総合支所（菊川、豊田、豊浦、豊北）、下関市消防局（各消防署、各出張所）病院、小・中学校（比較的規模の大きいもの）、市営住宅（比較的規模の大きいもの） など
中	1 高に該当しない、多数の者が利用する建築物等	図書館、集会場 など
	2 高に該当しない、公共的な建築物かつ200㎡以上又は2階建て以上の建築物	小・中学校（比較的規模の小さいもの）、市営住宅（比較的規模の小さいもの）、集会所（比較的規模の大きいもの） など
低	1 高・中に該当しない、公共的な建築物	集会所（比較的規模の小さいもの）、消防機庫 など

（4）緊急輸送道路沿道建築物

旧耐震基準で建築された緊急輸送道路沿道建築物は、平成17年11月の法改正により、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されており、所管行政庁による指導及び助言が可能であったが、平成25年5月の改正により、新たに、所管行政庁による指示も可能となった。

これらの建築物は、これまで耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されているものの、耐震改修等には相当の費用を要することから、耐震化が進んでいないのが現状であるため、支援制度を活用した積極的な耐震診断を促し、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とする。

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 基本的な取組み方針

山口県、下関市、建築物所有者、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自主防災組織・自治会等（以下「自治会等」という。）は、以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進める。

（1）役割分担

① 山口県の役割

山口県は広域的な観点から、自ら又は市町及び関係団体と連携しながら以下の施策を行う。

1 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定 <ul style="list-style-type: none">・ 県計画の策定、見直し
2 耐震診断及び耐震改修等の実施 <ul style="list-style-type: none">・ 県有建築物の耐震改修等の計画的な実施・ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進・ 要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定・ 通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定・ 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表・ 特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表・ 法第17条第3項の規定に基づく計画の認定・ 法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定・ 法第25条第2項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
3 建替えの促進、耐震診断の普及による所有者等の意識向上 <ul style="list-style-type: none">・ 耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットの作成、配布・ 耐震診断及び耐震改修に関する講習会等の実施・ 定期調査報告の機会を捉えた意向調査の実施など建築物の所有者等に対する個別の働きかけ
4 技術者養成・把握 <ul style="list-style-type: none">・ 耐震診断等に係る技術者の養成・把握・ 耐震診断等に対する専門家の養成・把握

5 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等

- ・ 耐震改修等相談会、耐震講習会等の実施
- ・ 広域的な地震防災マップによる注意喚起
- ・ 所有者等に対する普及啓発、情報提供
- ・ 耐震相談窓口の設置・運営

6 市町、住宅・建築関係団体との連携

- ・ 協議会の設置、市町間調整等
- ・ 耐震診断・耐震改修に関する技術者の養成
- ・ 情報提供、技術的支援等

② 下関市の役割

市は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自治会等が行う耐震診断及び耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

1 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定

- ・ 本計画の策定、見直し
- ・ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定、毎年度支援目標を設定し、実施・達成状況を把握・検証

2 耐震改修等の実施、促進

- ・ 市有建築物の耐震改修等の計画的な実施
- ・ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- ・ 特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導
- ・ 法第7条第3号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定
- ・ 法第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定
- ・ 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表
- ・ 特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表
- ・ 法第17条第3項の規定に基づく計画の認定
- ・ 法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ・ 法第25条第2項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

3 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等

- ・ 耐震診断及び耐震改修等相談窓口の設置・運営
- ・ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等
- ・ 定期調査報告の機会を捉えた意向調査の実施など建築物の所有者等に対する個別の働きかけ

- ・自治会組織との連携による建築物の耐震性向上、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
- ・地震防災マップの策定による注意喚起(山口県が策定するものよりも詳細なマップ)
- ・固定資産税納税通知書等の送付に合わせ、耐震化を促すダイレクトメールを送付

4 山口県、建築関係団体との連携

- ・山口県、建築関係団体等との連携体制の構築

③ 建築物所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

1 建築物の耐震化の促進等

- ・自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- ・耐震診断の結果を踏まえた建替、耐震改修の実施

④ 建築関係技術者

山口県、下関市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

1 所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言

2 耐震改修等の実施

- ・耐震改修等の業務の適切な実施

3 技術の向上、研鑽

- ・耐震診断及び耐震改修等の講習会等の受講、受講者名簿への登録
- ・技術の向上、研鑽

⑤ 住宅・建築関係団体

山口県、下関市が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施する。

1 所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・耐震改修等相談窓口の設置、運営
- ・耐震講習会等の実施

2 技術者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修等に関する技術者研修の実施等
3 耐震診断業務の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断を行う者に対する情報提供 ・ 耐震診断アドバイザー派遣等
4 山口県及び下関市との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修の促進のための山口県、市への協力

⑥ 自主防災組織、自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実施する。

1 普及啓発、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
--------------------	---

(2) 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。

市は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、山口県と連携して所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度や受領委任払い制度の活用などにより住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成 17 年の福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などでみられるように、地震の発生により窓ガラスや天井といった建築物の 2 次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が起きている。地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化だけでなくこれらの 2 次部材等の耐震化も図る必要がある。

このため、建築基準法に基づく定期調査報告対象建築物については、定期調査報告の提出時や防災査察等の機会をとらえて、現行基準に適合していないと考えられる建築物に対して、耐震改修等を行うように指導・助言するなどの措置を講じる。

第 2 節 法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

(1) 耐震診断義務付け対象建築物の指導等の実施

所管行政庁は、所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、期限までに耐震診断の結果の報告をするように促す。 ※所管行政庁に報告済み

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果は、HP等により公表している。

また、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容を速やかに更新する。

(3) 特定既存耐震不適格建築物の指導等の実施

所管行政庁は、所有者や管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性が無い建築物については、その所有者や管理者に対して、耐震改修の対策を行うよう指導及び助言することとする。

①災害時の避難施設や防災上重要な建築物、②地震時にその入居者等が自力で避難することが困難な建築物、③不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の順に立入調査等を適切に行うこととする。

法第15条第2項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物について、指導及び助言を行っても耐震診断及び耐震改修が実施されない場合においては、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書の交付等を行うこととする。

また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、県との連携により適切な指導を継続して行うこととする。

(4) 特定既存耐震不適格建築物の公表

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物について、指示を行ったにもかかわらず、その指示に従わずに、耐震診断及び耐震改修が実施されない場合には、その旨をHP等により公表することとする。

第3節 耐震診断及び耐震改修の助成制度等の設立

耐震化率を目標数値へ引き上げるためには、旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な住宅及び建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要がある。

旧耐震基準で建築された建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明なものがあることから、耐震性の判断がされず耐震改修や建替えが進んでいないと推測される。

このため、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、山口県と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度を整備することなどにより住宅及び建築物の耐震化の促進を図る。

表 14—実施する支援の概要

区分		対象建築物	補助額等
木造住宅	耐震診断	旧耐震基準で建築された一戸建ての木造住宅	所有者等の費用負担無し
	耐震改修	旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準を満たさない一戸建ての木造住宅	耐震改修費の一部 (限度額有り)
建築物	耐震診断	旧耐震基準で建築された多数利用建築物のうち、幼稚園、学校、社会福祉施設等、病院及び区分所有建築物である共同住宅等	耐震診断費の一部 (限度額有り)
大規模建築物 要緊急安全確認	耐震改修及び建替え	要緊急安全確認大規模建築物のうち、病院、法附則第3条第1項第2号に該当する建築物等	耐震改修費及び建替え費の一部 (限度額有り)
ブロック塀等		避難路沿道に存する、地震時に倒壊の危険があるブロック塀等	撤去費の一部 (限度額有り)

第4節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 消費者への情報提供

① 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットやリフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例

集を市内の各相談窓口を設置するとともに、HP等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。

② 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を登載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を市内の相談窓口、HP等において閲覧ができるようにするなどし、優良な技術者の情報提供を行う。

③ 耐震性がある建築物の情報提供

耐震改修等の実施の有無の判断を容易にするため、定期調査報告対象建築物については、定期調査報告の提出書類として耐震改修の有無等の書類の提出を求め、その情報を一般に閲覧可能とする。

(2) 相談窓口

市において耐震診断及び耐震改修等の相談を受けられる体制を充実する。また、相談を受ける市の職員のレベルアップのための研修会を山口県と協力して実施する。設置している相談窓口は、第4章第2節に記載。

(3) 技術者育成

耐震診断を行う技術者や耐震改修工事を行う技術者向けの講習会を、山口県と協力して開催する。

第5節 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 窓ガラス等の落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^注された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

さらに、東日本大震災では建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、現行の基準に適合していない窓ガラスの落下防止と併せて、外壁の落下防止について、定期調査報告の提出時や防災査察、防災パトロール等の実施時に改修・改善等を指導する。

注) 建築基準法関連告示改正：昭和53年に屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないような基準が改正された。

(2) 大規模建築物における天井崩壊対策

平成14年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の触れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩壊対策について(技術基準)」(平成15年10月15日付け国住指発第2402号))が作成された。

その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、平成 25 年 7 月に、建築基準法施行令が改正され、天井の脱落防止措置の基準が定められたことに伴い、建築物の定期調査報告に係る調査方法が見直された。

このため、基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して必要な指導・助言を行う。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」^注（以下「新指針」という。）によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

さらに、東日本大震災における被災状況に鑑み、平成 25 年 7 月には、建築基準法施行令が改正され、エレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置の基準が定められた。

このため、エレベーター保守点検関係団体と連携して、定期調査報告を通じて、この基準に適合しない既存エレベーターの所有者等に対して、基準と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設置も合わせて指導する。

また、東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1388 号)に基づき給湯設備の転倒防止の指導を行う。

注) 昇降機耐震設計・施工指針：建設省（現国土交通省）から委託を受けた（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工について一般的な指針を定めたもの。

(4) ブロック塀等の倒壊対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀等の倒壊により死傷者が出たことなどによりブロック塀等に関する基準が改正されたが、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、通学中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きとなる事故が発生するなど、倒壊対策に関する一層の取り組みが求められている。

ブロック塀等は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、

人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀等の安全対策についての周知や、自治会、学校関係者等との連携による危険マップの作成などの危害防止対策の取り組みを強化する。

また、危険性のあるブロック塀等の撤去を支援し、ブロック塀等の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換をPRする。

(5) 延焼火災対策

震災時には、建物の倒壊だけでなく火災発生危険性もあるが、現在、市では、既に、都市計画において、危険性の高い区域において、防火地域・準防火地域を指定し、耐火構造・準耐火構造を義務付け、建築物の不燃化を推進している。

ただし、老朽建築物などの建替えが停滞している場合は、市街地再開発事業や土地区画整理事業を検討し、積極的に建築物の不燃化を進めていくことも必要と考えられる。

(6) 擁壁の安全対策

空石積み擁壁を始めとした老朽化した擁壁は、地震時に崩壊した場合、建築物への被害、道路の閉塞や人的被害が発生する可能性がある。このため、防災査察等の機会をとらえて、所有者などによる安全性の確認を行うよう啓発する。

(7) 屋根瓦の脱落防止対策

近年の大規模地震では、瓦屋根にも大きな被害が発生している。瓦を釘等で緊結することで地震による被害を防ぐことができるため、住宅の所有者等に対して、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号（令和2年国土交通省告示第1435号に改正））の改正情報の周知を図るとともに、瓦屋根の耐風診断及び耐風改修工事等の情報提供を行うことなどにより、屋根瓦の脱落防止対策の促進を図る。

第6節 地震発生時に通行を確保すべき道路

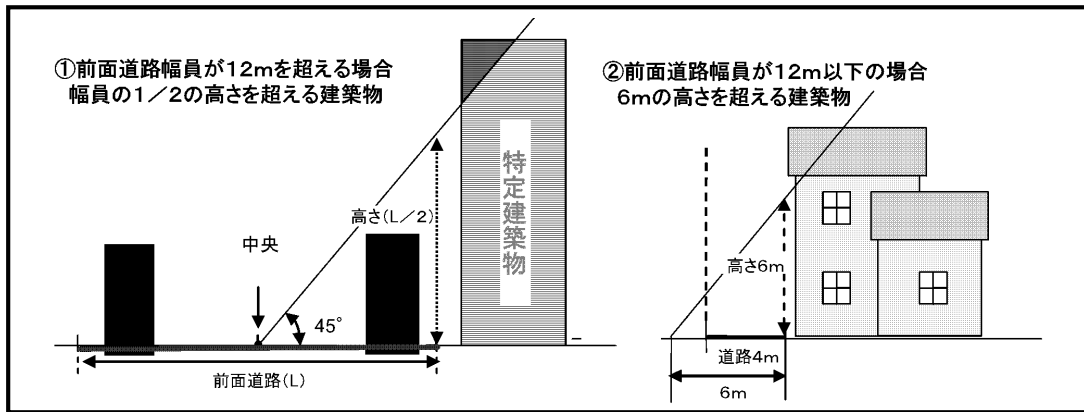
地震による建築物の倒壊によって、緊急車両等の通行や住民の避難を妨げることがないように、地震発生時に通行を確保すべき道路を定め、図3に示すような、道路を閉塞するおそれのある一定の高さを超える建築物の耐震化を促進する。また、指定した道路や、道路を閉塞するおそれのある建築物の概要を掲載したリーフレット等を作成し、市の相談窓口やHP等で、住民へ周知する。

山口県では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成27年8月改定）」の第一次緊急輸送道路を法第5条第3項第3号に基づく道路として指定している。本市において制定時に指定されていた緊急輸送道路については、山口県緊急輸送道路ネット

ワーク計画における路線変更で、重複区間が生じるなど見直しの必要性が生じているため、当初の指定を解除し、再度検討を行うこととする。

図3—道路を閉塞するおそれのある建築物の概要

注) 法第14条第1項第3号の特定既存耐震不適格建築物



第7節 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、震災時の被害を軽減させる観点から次の区域を設定する。

緊急輸送道路沿道区域（人命救助や物資の供給などの緊急輸送を円滑かつ確実に行うために指定する区域。）

今後、上記の区域での耐震化を、リーフレット・HP等で、住民に啓発していくものとする。

第8節 建築物の地震に対する安全性に係る認定に関する事項

市は、地震に対する安全性について判断できるように、法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定を促進する。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用することを促進する。

第9節 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項

市は、円滑な耐震改修の実施を促進するため、法第25条第2項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定や、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第10条第2項の規定に基づく除却の必要性に係る認定の活用を促進する。

第4章 啓発及び知識の普及に関する施策

第1節 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地域の危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）を作成し、公表する。

参考：地震防災マップとは？

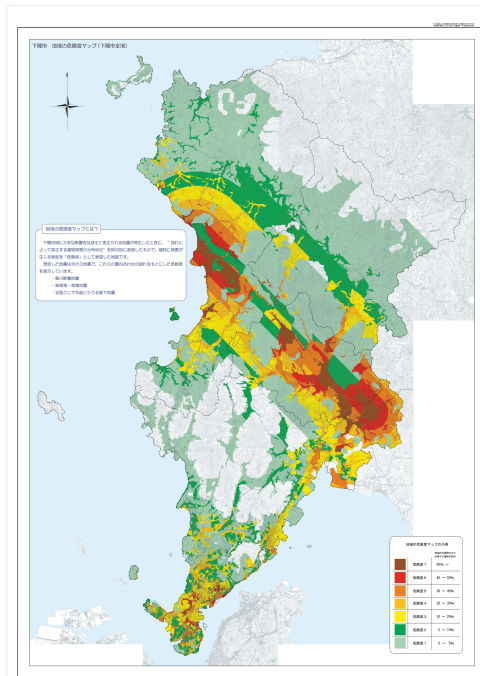
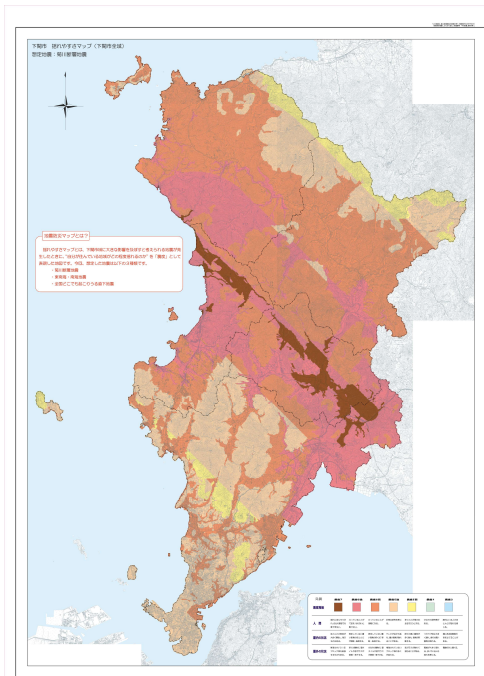
地震防災マップは、その地域において発生するおそれのある地震やそれによる建物被害の可能性を住民に、理解しやすく、身近に感じられるように詳細な情報が記載されたものです。

国の基本方針や県計画では、住民への啓発の有効な手段として、住宅の耐震化の重要な施策の1つとして位置付けられています。

地震防災マップには、主として、地盤の揺れやすさを震度階で表した「揺れやすさマップ」と、この揺れやすさマップを利用して立地する建築物の建築年度から建物の倒壊の危険性等を評価した「地域の危険度マップ」の2種類があります。この2つのマップは、ともに、50mメッシュを基本単位として作成し、住民が、マップを見て、自身の住む地域の地震の危険性を感じ取ってもらうことを意図しています。

図4—揺れやすさマップの例（下関市）

図5—地域の危険度マップの例（下関市）



第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

住民等の相談に適切に対応するため、市の建築指導課及び住宅政策課に、耐震診断、耐震改修、助成制度等の相談窓口を設置し、パンフレット等の充実を図る。また、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、耐震改修等に係る支援目標に対するPDCAサイクルを実施することで、さらなる耐震化の促進に取り組む。

表 15—相談窓口一覧

	窓口名称	電話番号
下関市	建築指導課	083-231-1380
	住宅政策課	083-231-1941
山口県	山口県 土木建築部 建築指導課 指導班	083-933-3835
	〃 住宅課 民間住宅支援班	083-933-3883

第3節 パンフレットの作成・配布、セミナー講習会の開催

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや効率的な耐震改修の提案として、リフォームにあわせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を相談窓口を設置するとともに、HP等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。



第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、HPやセミナー等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

第5節 自主防災組織、自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自治会等単位で地震についての対策を講じることが重要である。また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な自治体である市が、地域の自治会等と連携して対策に取り組むことが必要である。

自治会との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取り組みを行う。

山口県：市に対する支援、技術的支援や耐震化に対する情報提供等

市：自治会等に対する支援、自治会等と協働による地域の点検、
地域毎での普及啓発活動等

自治会等：住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、防災訓練の実施等

第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連

携に関する事項

所管行政庁である市は、法第12条第3項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第3項の規定に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、次の措置を行う。

- ① 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令
- ② 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の勧告や同条第2項の命令

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

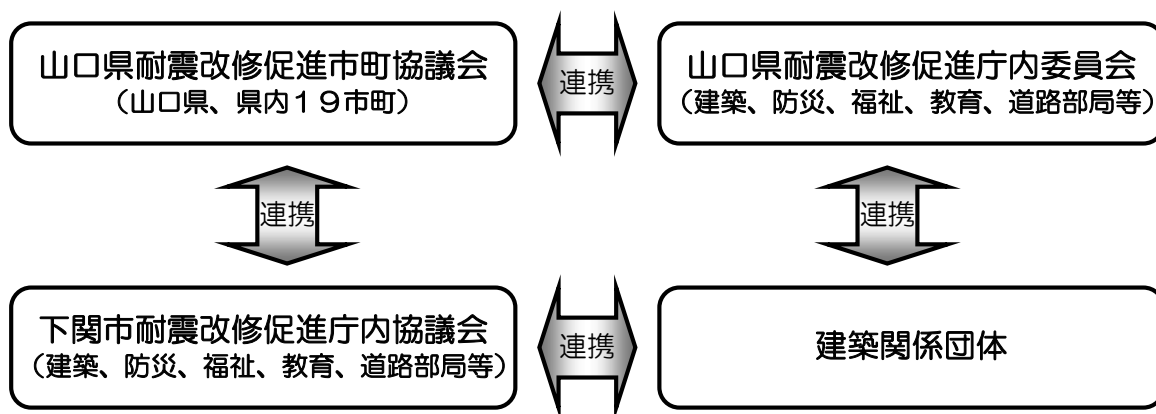
第1節 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要

平成19年に県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

また、市庁内においては、同年に「下関市耐震改修促進庁内協議会」、県庁内においては「山口県耐震改修促進庁内委員会」を設置し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して連携を図っている。

併せて、(社)山口県建築士会・下関支部をはじめ市内の住宅・建築関係団体に対して、耐震診断及び耐震改修等の促進に協力を要請し、連携を強化する。

図6—関係団体等による連携のイメージ



第3節 目標年度までの実施スケジュール案

目標達成に向けた、令和7年度までの、実施スケジュール案は下表のとおり。必要に応じ見直すものとする。

なお、本計画の期間は、平成20年度からとしているが、平成19年度に既に実施に取り組んでいる施策もあるため、併せて整理している。

表16—令和7年度までの実施スケジュール案

実施内容	実施年度																																			
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7																	
下関市耐震改修促進計画の策定	■																																			
〃 見直し			■			■				■		■					■																			
重点的・優先的に耐震化すべき市有建築物	別途計画を定め計画的に実施																																			
耐震診断																			別途計画を定め計画的に実施																	
耐震改修																																				
庁内協議会																																				
耐震診断及び耐震改修の助成制度等の設立																																				
木造住宅の耐震診断	■																																			
木造住宅の耐震改修		■																																		
多数の者が利用する建築物等の耐震診断			■																																	
多数の者が利用する建築物等の耐震改修				■																																
安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備																																				
消費者への情報提供 (啓発用リーフレットや耐震改修事例集、優良技術者の紹介、耐震性がある建築物の情報提供)	適宜実施																																			
相談窓口の職員のレベルアップのための講習会	適宜実施																																			
耐震診断・耐震改修の技術者育成		■																																		
地震時の建築物の総合的な安全対策																																				
窓ガラスの落下防止対策	定期報告時等に、適宜指導・助言を行う																																			
大規模建築物における天井崩壊対策																																				
地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策																																				
ブロック塀の倒壊防止対策																																				

生垣・安全な工法のPR	窓口にリーフレットを設置、HP掲載
自治会等との連携 (周知、危険マップ作成)	適宜実施
延焼火災対策	適宜、市街地総合整備事業・区画整理事業を推進
地震発生時に通行を確保すべき道路 道路の指定	
沿道建築物の調査	
リーフレットの作成・配布・HP掲載	適宜実施
重点的に耐震化すべき区域	
リーフレット・HPによる住民への啓発	適宜実施
啓発及び知識の普及	
地震防災マップの作成	
地震防災マップの公表	窓口にリーフレットを設置、HP・広報誌掲載
相談窓口の設置	設置を継続
リーフレットの作成・配布・HP掲載	適宜実施
リフォームにあわせた耐震改修の誘導	適宜実施、窓口にリーフレットを設置、HP掲載
自主防災組織・自治会との連携	住民へ啓発するため定期的・継続的に連携
多数の者が利用する建築物等への指導・助言・指示、公表	適宜実施
関係団体との連携	適宜実施

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。

用語解説

ここでは、第1章第4節「(1)用語の定義」に記載しているもの以外で解説を要すると思われるものについて記載する。

カ行

【活断層】

数十万年前以降（※260万年前以後をいうこともある）に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと

【クリアランス】

ここでは、体育館等の大きな空間を持つ建築物の天井面の周辺部と、その周囲の壁との間に設ける隙間のことをいう（平成13年6月1日国住指第357号）

【国土強靱化基本法】

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」（平成25年12月制定）

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていくことを目的とした法律

【国土強靱化地域計画】

国土強靱化基本法第13条に基づく計画で、国土強靱化を実効あるものとするため、国における取組のみならず、地方公共団体においても国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるもの

サ行

【住宅耐震化緊急促進アクションプログラム】

市町が、耐震化を緊急的に促進するため、所有者に対して直接的に耐震化を促す取組等を定めた計画。社会資本整備総合交付金交付要綱に規定されており、これらの取組の進捗状況を把握、検証、公表し対策を進めなければならないとされているもの

【住宅・土地統計調査】

わが国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務

省統計局が5年毎に実施している調査

タ行

【耐震化】

耐震性がない建築物について、改修（補強）・改築（建替え）等の工事を行い、地震に対する安全性を確保すること

ナ行

【南海トラフ巨大地震】

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、そこを震源地として発生する地震

ハ行

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、ここでは段差等の物理的障壁の除去をいう（障害者基本計画（H14.12.24閣議決定））

【被災建築物応急危険度判定】

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とした制度

ラ行

【リフォーム】

改装や増築のことで、間取りの変更や模様替えも含めていうこともある